

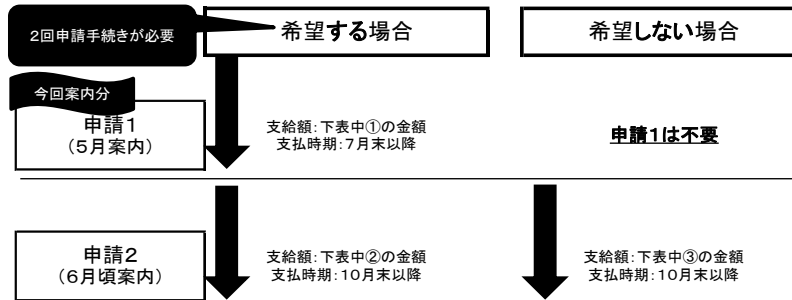
大切なお知らせです。
保護者の方に必ず渡してください。

一部早期給付
4～6月分

(R2年度概要版)

新入生の保護者の皆様へ 京都府奨学のための給付金のご案内

- ◇ 授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援する給付金制度です。
- ◇ 返済する必要のない給付金です。
- ◇ 下記対象者のうち、一部早期給付を希望する場合は申請してください。
- ◇ 一部早期給付は下表の①(給付年額1/4)について、先に申請するもので、②(給付年額3/4)についても別途申請が必要です(①と②で異なる添付書類が必要)。
- ◇ 6月頃に「京都府奨学のための給付金(一部早期給付以外)」を案内しますので、一部早期給付を希望しないで、6月頃以降に申請することも可能です。(1回の手続で給付額年額の申請が完了)



◇ 一部早期給付の対象者 基準日(令和2年4月1日)現在

生活保護(生業扶助)受給世帯 又は 住民税所得割非課税世帯 の保護者等
また、生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。

◇ 一部早期給付を希望する場合の申請について

国公立高校の生徒の保護者が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ、申請書と添付書類を6月末までに提出していただきます。

添付書類は、生活保護(生業扶助)受給証明書又は、住民税の課税(非課税)証明書 他詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

(※授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。別々に手続が必要となります。)

◇ 給付額(年額)について

今回申請可 6月頃～申請可 6月頃～申請可

世帯状況 (※全:全日制、定:定時制、通:通信制)	①一部早期給付 (申請1回目) (年額の1/4)※	②一部早期給付 (申請2回目) (年額の3/4)	③一部早期 給付以外 (年額)
生活保護(生業扶助)(全・定・通)	8,075円	24,225円	32,300円
住民税所得割非課税(全・定)(第1子)	21,000円	63,000円	84,000円
住民税所得割非課税(全・定)(第2子以降) 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	32,425円	97,275円	129,700円
住民税所得割非課税(通)	9,125円	27,375円	36,500円

※①を申請した場合は必ず②も申請が必要。ただし、令和2年度住民税所得割額が課税の場合、②は対象外

◇ 問い合わせ先

京都府立西乙訓高等学校 事務室 (電話075-955-2210)
又は、京都府教育庁高校教育課修学支援係(電話075-574-7539)

(※私立高校分を所管しているのは、京都府文化・スポーツ部文教課となります。)